

基本目標

1

# 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

女性も男性も、すべての人々が、様々な状況にある一人ひとりを大切にし、その人権を尊重することが不可欠です。

具体的には、次のような事業に取り組みます。

## 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援

具体的には ▶ 配偶者等からの暴力の問題についての啓発、  
セクシュアル・ハラスメント防止対策、  
家庭児童相談の実施、  
母子生活支援施設の充実、  
民間シェルター設置の促進、  
婦人相談員による相談の実施、  
女性センターにおける相談の充実



## 2 メディアにおける女性の人権尊重

具体的には ▶ 表現ガイドラインの活用推進、  
メディアリテラシーの普及



## 3 国籍や性をこえた人権の尊重

具体的には ▶ 外国語での広報の推進、  
性的マイノリティーの人権啓発の実施

## 4 ひとり親家庭などの福祉の増進

具体的には ▶ 母子家庭の技能習得など訓練機会の提供、  
母子家庭自立支援給付金事業

## 5 障がい者・高齢者福祉の充実

具体的には ▶ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実、  
高齢者の総合相談・支援事業・権利擁護事業

## 6 国際的連帯の推進

具体的には ▶ 国際交流事業への男女の共同参画、  
諸外国の情報収集・提供



## 基本目標 **2** 社会の制度・慣行等の見直し

市民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を認識し、行動していくことが最も重要です。

具体的には、次のような事業に取り組みます。

### 1 学校等における男女共同参画の推進

具体的には ▶ 教職員研修の充実、男女共生教育の推進、  
男女混合名簿の実施

### 2 社会における男女共同参画の推進

具体的には ▶ 男女共同参画情報誌の発行、  
男女共同参画セミナーの実施、  
男性セミナーの実施、  
申出処理制度の運営



## 基本目標 **3** 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

男性と女性それぞれに与える影響を考慮した政策を推進するためには、男女が対等な構成員として政策・方針決定の場に参画することが重要です。

具体的には、次のような事業に取り組みます。

### 1 政策形成への女性の参画の促進

具体的には ▶ 審議会委員への女性の登用の推進、  
女性職員の管理職への登用の推進、  
性別にとられない職域の拡大

### 2 女性のリーダーシップの養成

具体的には ▶ 女性団体・グループの支援と連携の推進、  
女性職員の能力開発



## 基本目標 **4** ワーク・ライフ・バランスの確立

男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和のとれた生活を送るためには、家庭や地域における役割を男女が平等に果たし、また、男女が共に働きやすい環境を作ることが必要です。

具体的には、次のような事業に取り組みます。

### 1 家庭と仕事の両立支援

具体的には▶家事・子育て・介護に関する男性対象講座の実施、保育所における保護者への啓発、ファミリーサポートセンター運営事業、介護保険制度の普及

### 2 就労機会の拡大

具体的には▶各種資格取得講座の実施、女性チャレンジひろば

### 3 男女共同参画をめざす職場づくり

具体的には▶男女共同参画推進員（企業等）の活動の促進、事業者への表彰の実施

### 4 多様な働き方に対する支援

具体的には▶労働条件実態調査の実施、相談事業・労働関係情報の収集・提供

### 5 まちづくりへの男女共同参画の促進

具体的には▶地域活動への男性の参加の促進、防災・災害復興における男女共同参画

## 基本目標 **5** 女性の生涯にわたる健康の確保

妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面する女性にとって、生涯にわたる健康の保持増進を図ることが重要です。

具体的には、次のような事業に取り組みます。

### 1 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※1）に関する意識の浸透

具体的には▶性教育の推進、ママやパパのためのマタニティーセミナー（両親学級）の実施

### 2 女性の一生涯にわたる健康の保持増進

具体的には▶喫煙・アルコール・薬物・HIV/エイズ・性感染症に関する啓発、妊娠・出産期における健康支援、更年期健康支援

#### キーワード ● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ※1

平成6年（1994年）の国際人口・開発会議（カイロ）で提唱され、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京）の行動綱領にも盛り込まれた概念です。リプロダクティブ・ヘルスは、性と生殖に関わるあらゆることがらにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも、より良く生きられることを指し、人々が妊娠、出産、避妊などについて決める自由をもつことなどを意味します。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスに関する自己決定の権利、そのための情報と手段を得る権利です。

#### ● 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別がありますが、一方で社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」と言います。

# 計画の推進

## 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を本部長とする男女共同参画推進本部において、市内の様々な分野の施策が男女共同参画社会づくりに配慮して実施されるように、連携・調整を図ります。

## 進捗状況の点検

計画の進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度調査し、男女共同参画審議会において点検するとともに、結果を公表します。

## 主な数値目標

数値目標項目	目標値(年度)	参考：現状値(年度)
尼崎市DV防止ネットワーク会議の開催回数	2回以上(毎年度)	1回(18年度)
男女混合名簿の実施校	増やす(毎年度)	小43校中28校、 中19校中4校(18年度)
審議会等委員への女性の登用率	3分の1以上 (23年度)	27.9%(18年度)
男女共同参画表彰団体数	10団体 (19~23年度)	実施なし
ママやパパのためのマタニティーセミナーの参加率	20%以上 (平成22年)	17.7%(14年度)

## 女性センター・トレピエ 女性の悩み相談 TEL 06-6436-8636 (相談専用)

職場や家庭生活において、いろいろな問題で悩みをお持ちの方、一人で悩まないでお気軽にご相談ください。(相談は無料、秘密は厳守します。)

区分	相談内容	相談日	時間帯	相談員
電話相談	夫婦、家族、職場での人間関係、 生き方、ドメスティック・バイオレンス(DV)等	月 曜	10時~12時	フェミニスト カウンセラー (女性)
面接相談 (予約制)		水 曜	13時~16時	
		金 曜	18時~20時	
面接相談 (予約制)	火 曜	10時~12時 13時~16時 18時~20時	10時~12時 13時~16時	
	木 曜	10時~12時 13時~16時		
法律相談 (要事前相談)	相続、離婚、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント等の法律问题全般	木 曜 (第1~3週)	18時~20時	弁護士 (女性)